

議案第 7 号

君津市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

君津市手数料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 5 年 2 月 1 6 日 提出

君津市長 石 井 宏 子

提案理由

マイナンバーカードの一層の普及促進を図るために多機能端末機により交付する証明書の手数料の減額及び現在実施している減額の特例期間の延長を行うとともに、建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）及び建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成 2 8 年経済産業省・国土交通省令第 1 号）の一部改正に伴う各種申請手数料の改定を行うため、君津市手数料徴収条例（平成 1 2 年君津市条例第 5 号）の一部を改正しようとするものである。

君津市手数料徴収条例の一部を改正する条例

君津市手数料徴収条例（平成 12 年君津市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。
附則第 4 項を次のように改める。

（多機能端末機により交付する証明書に係る手数料の額の特例）

- 4 令和 5 年 9 月 30 日までの間、別表第 1 の 1 の項(1)の目並びに別表第 2 の 40 の項、46 の項、49 の項及び 50 の項の規定の適用については、これらの規定中「100 円」とあるのは「10 円」とする。

別表第 1 の 1 の項(1)の目中「350 円」を「100 円」に改める。

別表第 2 の 9 の項中「既存建築物を除く」を「建築等に係る建築物に限る」に改め、同表 10 の項中「同一敷地内建築物以外の建築物の建築の」を「建築物の新築又は増築等の」に、「同一敷地内建築物を除く」を「新築又は増築等に係る建築物に限る」に改め、同表 29 の項を次のように改める。

29 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 84 号）第 53 条第 1 項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の申請（同法第 54 条第 2 項の規定による申出を伴う場合を除く。）に対する審査	(1) 申請に係る低炭素建築物新築等計画が、登録住宅性能評価機関若しくは建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）第 15 条第 1 項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（34 の項及び 37 の項において「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）により、都市の低炭素化の促進に関する法律第 54 条第 1 項各号に掲げる基準に適合していると認められたもの又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第 5 条第 1 項に規定する住宅性能評価において日本住宅性能表示基準（平成 13 年国土交通省告示第 1346 号）別表 1 に規定する断熱等性能等級 5 以上及び一次エネルギー消
--	--

費量等級 6 と認められたものである場合

ア 一戸建ての住宅 1 件につき 5, 0 0 0 円

イ 共同住宅等又は複合建築物（住宅の用途及び非住宅の用途に供する部分が混在している建築物をいう。以下この項、3 4 の項及び 3 7 の項において同じ。）の住宅部分 1 件につき床面積の合計が 3 0 0 平方メートル未満のときは 1 0, 0 0 0 円、3 0 0 平方メートル以上のときは 2 0, 0 0 0 円

ウ 複合建築物の非住宅部分又は非住宅建築物 1 件につき床面積の合計が 3 0 0 平方メートル未満のときは 1 0, 0 0 0 円、3 0 0 平方メートル以上のときは 1 6, 0 0 0 円

(2) その他の場合

ア 一戸建ての住宅のとき

(ア) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成 2 8 年経済産業省・国土交通省令第 1 号）第 1 0 条第 2 号イ(2)及びロ(2)に定める基準(以下「誘導仕様基準」という。)に適合するかどうかを評価する方法によるときにあっては、1 件につき床面積の合計が 2 0 0 平方メートル未満のときは 1 7, 0 0 0 円、2 0 0 平方メートル以上のときは 1 9, 0 0 0 円

(イ) その他のときにあっては、1 件につき床面積の合計が 2 0 0 平方メートル

未満のときは34,000円、200平方メートル以上のときは37,000円

イ 共同住宅等又は複合建築物の住戸部分のとき

(ア) 誘導仕様基準に適合するかどうかを評価する方法によるときにあっては、1件につき床面積の合計が300平方メートル未満のときは32,000円、300平方メートル以上のときは56,000円

(イ) その他のときにあっては、1件につき床面積の合計が300平方メートル未満のときは67,000円、300平方メートル以上のときは112,000円

ウ 複合建築物の非住宅部分又は非住宅建築物のとき

(ア) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するかどうかを評価する方法によるときにあっては、1件につき床面積の合計が300平方メートル未満のときは85,000円、300平方メートル以上のときは108,000円

(イ) その他のときにあっては、1件につき床面積の合計が300平方メートル未満のときは221,000円、300平方メートル以上のときは

	277,000円 (3) 複合建築物に係る申請をする場合 当該複合建築物を住宅部分と非住宅建築物とに区分し、住宅部分についてはその単位住戸の数が一である場合にあっては一戸建ての住宅と、その他の場合にあっては共同住宅等と、非住宅部分については非住宅建築物とそれぞれみなして手数料の額を算定した場合の当該手数料の額に相当する額の合計額とする。
--	---

別表第2の34の項を次のように改める。

34 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請（同法第35条第2項の規定による申出を伴う場合を除く。）に対する審査	(1) 申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、登録住宅性能評価機関若しくは登録建築物エネルギー消費性能判定機関により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合していると認められたもの又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する住宅性能評価において日本住宅性能表示基準別表1に規定する断熱等性能等級5以上及び一次エネルギー消費量等級6（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行の際現に存するものにあっては、日本住宅性能表示基準別表2-1に規定する断熱等性能等級4以上及び一次エネルギー消費量等級4以上）と認められたものである場合 ア 一戸建ての住宅1件につき 5,000円 イ 共同住宅等又は複合建築物の住宅部分
---	---

(共用部分を計算の対象としないものについては、共用部分の面積を除いた面積)
1 件につき床面積の合計が 3 0 0 平方メートル未満のときは 1 0 , 0 0 0 円、
3 0 0 平方メートル以上のときは
2 0 , 0 0 0 円

ウ 複合建築物の非住宅部分又は非住宅建築物 1 件につき床面積の合計が 3 0 0 平方メートル未満のときは 1 0 , 0 0 0 円、 3 0 0 平方メートル以上のときは
1 6 , 0 0 0 円

(2) その他の場合

ア 一戸建ての住宅のとき

(ア) 誘導仕様基準に適合するかどうかを評価する方法によるときにあっては、
1 件につき床面積の合計が 2 0 0 平方メートル未満のときは 1 7 , 0 0 0 円、
2 0 0 平方メートル以上のときは
1 9 , 0 0 0 円

(イ) その他のときにあっては、1 件につき床面積の合計が 2 0 0 平方メートル未満のときは 3 4 , 0 0 0 円、
2 0 0 平方メートル以上のときは
3 7 , 0 0 0 円

イ 共同住宅等又は複合建築物の住宅部分のとき (共用部分を計算の対象としないものについては、共用部分の面積を除いた面積)

(ア) 誘導仕様基準に適合するかどうかを評価する方法によるときにあっては、

1 件につき床面積の合計が 3 0 0 平方メートル未満のときは 3 2, 0 0 0 円、
3 0 0 平方メートル以上のときは
5 6, 0 0 0 円

(イ) その他のときにあつては、1 件につき床面積の合計が 3 0 0 平方メートル未満のときは 6 7, 0 0 0 円、3 0 0 平方メートル以上のときは
1 1 2, 0 0 0 円

ウ 複合建築物の非住宅部分又は非住宅建築物のとき

(ア) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第 1 0 条第 1 号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するかどうかを評価する方法によるときにあっては、1 件につき床面積の合計が 3 0 0 平方メートル未満のときは
8 5, 0 0 0 円、3 0 0 平方メートル以上のときは 1 0 8, 0 0 0 円

(イ) その他のときにあつては、1 件につき床面積の合計が 3 0 0 平方メートル未満のときは 2 2 1, 0 0 0 円、
3 0 0 平方メートル以上のときは
2 7 7, 0 0 0 円

(3) 複合建築物に係る申請をする場合 当該複合建築物を住宅部分と非住宅建築物とに区分し、住宅部分についてはその単位住戸の数が一である場合にあっては一戸建ての住宅と、その他の場合にあっては共同住宅等と、非住宅部分については非住宅建築

	物とそれぞれみなして手数料の額を算定した場合の当該手数料の額に相当する額の合計額とする。 (4) 申請建築物及び他の建築物の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請をする場合 建築物ごとにそれぞれ(1)の目又は(2)の目に定める額を合計した額
--	---

別表第2の37の項中「断熱等性能等級4」を「断熱等性能等級4以上」に、「一次エネルギー消費量等級4若しくは等級5」を「一次エネルギー消費量等級4以上」に、「等級4若しくは等級5」を「以上」に、「第1条第1項第2号イ(2)(i)」を「第1条第1項第2号イ(2)」に、「第1条第1項第2号イ(2)(ii)」を「第1条第1項第2号イ(2)」に改め、同表37の項に次のように加える。

(3) 複合建築物に係る申請をする場合 当該複合建築物を住宅部分と非住宅建築物とに区分し、住宅部分についてはその単位住戸の数が一である場合にあっては一戸建ての住宅と、その他の場合にあっては共同住宅等と、非住宅部分については非住宅建築物とそれぞれみなして手数料の額を算定した場合の当該手数料の額に相当する額の合計額とする。
--

別表第2の40の項、46の項、49の項及び50の項中「200円」を「100円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第2の9の項及び10の項の改正規定は、令和5年4月1日から施行する。

君津市手数料徴収条例新旧対照表

改正案			現 行		
附 則 <u>(多機能端末機により交付する証明書に係る手数料の額の特例)</u> 4 <u>令和5年9月30日までの間、別表第1の1の項(1)の目並びに別表第2の40の項、46の項、49の項及び50の項の規定の適用については、これらの規定中「100円」とあるのは「10円」とする。</u>			附 則 <u>(多機能端末機により交付する証明書に係る手数料の額の特例)</u> 4 <u>令和4年12月1日から令和5年3月31日までの間、別表第1の1の項1の目の規定の適用については同目中「350円」とあるのは「10円」と、別表第2の40の項、46の項、49の項及び50の項の規定の適用については当該各項中「200円」とあるのは「10円」とする。</u>		
別表第1 (第2条)			別表第1 (第2条)		
標準事務	手数料を徴収する事務	金額	標準事務	手数料を徴収する事務	金額
1 戸籍法(昭和22年法律第224号)第10条第1項及び第10条の2第1項から第5項まで(これらの規定を同法第12条の2において準用する場合を含む。)、第48条第1項及び第	(1) 戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	1通につき450円(多機能端末機(本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機であって、証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。以下同じ。)により交付する場合にあつては、 <u>100円</u>)	1 戸籍法(昭和22年法律第224号)第10条第1項及び第10条の2第1項から第5項まで(これらの規定を同法第12条の2において準用する場合を含む。)、第48条第1項及び第	(1) 戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	1通につき450円(多機能端末機(本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機であって、証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。以下同じ。)により交付する場合にあつては、 <u>350円</u>)
	(2) ～(6) 省略			(2) ～(6) 省略	

2項(これらの規定を同法第117条において準用する場合を含む。)、第120条第1項並びに第126条の規定に基づく戸籍に関する事務	
2～10 省略	

別表第2 (第2条)

手数料を徴収する事務	金額
1～8 省略	
9 建築基準法第86条第2項の規定に基づく複数建築物に関する特例の認定の申請に対する審査	建築物(建築等に係る建築物に限る。以下この項において同じ。)の数が1であるときは78,000円、建築物の数が2以上であるときは78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加えた金額
10 建築基準法第86条の2第1項の規定に基づく建築物の新	建築物(新築又は増築等に係る建築物に限る。以下この項において同

2項(これらの規定を同法第117条において準用する場合を含む。)、第120条第1項並びに第126条の規定に基づく戸籍に関する事務	
2～10 省略	

別表第2 (第2条)

手数料を徴収する事務	金額
1～8 省略	
9 建築基準法第86条第2項の規定に基づく複数建築物に関する特例の認定の申請に対する審査	建築物(既存建築物を除く。以下この項において同じ。)の数が1であるときは78,000円、建築物の数が2以上であるときは78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加えた金額
10 建築基準法第86条の2第1項の規定に基づく同一敷地内	建築物(同一敷地内建築物を除く。以下この項において同

築又は増築等の 定の申請に対する審査	じ。) の数が 1 であるときは 7 8, 0 0 0 円、建築物の数が 2 以 上であるときは 7 8, 0 0 0 円に 1 を超える建築物の数に 2 8, 0 0 0 円を乗じて得た額を加えた金額	建築物以外の建築物の建築の認 定の申請に対する審査	じ。) の数が 1 であるときは 7 8, 0 0 0 円、建築物の数が 2 以 上であるときは 7 8, 0 0 0 円に 1 を超える建築物の数に 2 8, 0 0 0 円を乗じて得た額を加えた金額
1 1 ～ 2 8 省略		1 1 ～ 2 8 省略	
2 9 都市の低炭素化の促進に関 する法律 (平成 2 4 年法律第 8 4 号) 第 5 3 条第 1 項の規定による 低炭素建築物新築等計画の認定 の申請 (同法第 5 4 条第 2 項の規 定による申出を伴う場合を除 く。) に対する審査	(1) 申請に係る低炭素建築物新築 等計画が、登録住宅性能評価機関 若しくは建築物のエネルギー消 費性能の向上に関する法律 (平成 2 7 年法律第 5 3 号) 第 1 5 条第 1 項に規定する登録建築物エネ ルギー消費性能判定機関 (3 4 の 項及び 3 7 の項において「登録建 築物エネルギー消費性能判定機 関」という。) により、都市の低 炭素化の促進に関する法律第 5 4 条第 1 項各号に掲げる基準 に適合していると認められたも の又は住宅の品質確保の促進等 に関する法律第 5 条第 1 項に規 定する住宅性能評価において日 本住宅性能表示基準 (平成 1 3 年 国土交通省告示第 1 3 4 6 号) 別 表 1 に規定する断熱等性能等級 5 以上及び一次エネルギー消費 量等級 6 と認められたものであ	2 9 都市の低炭素化の促進に関 する法律 (平成 2 4 年法律第 8 4 号) 第 5 3 条第 1 項の規定による 低炭素建築物新築等計画の認定 の申請 (同法第 5 4 条第 2 項の規 定による申出を伴う場合を除 く。) に対する審査	(1) 申請に係る低炭素建築物新築 等計画が、登録住宅性能評価機関 若しくは建築物のエネルギー消 費性能の向上に関する法律 (平成 2 7 年法律第 5 3 号) 第 1 5 条第 1 項に規定する登録建築物エネ ルギー消費性能判定機関 (3 2 の 項及び 3 5 の項において「登録建 築物エネルギー消費性能判定機 関」という。) により、都市の低 炭素化の促進に関する法律第 5 4 条第 1 項各号に掲げる基準 に適合していると認められたも の又は住宅の品質確保の促進等 に関する法律第 5 条第 1 項に規 定する住宅性能評価において日 本住宅性能表示基準 (平成 1 3 年 国土交通省告示第 1 3 4 6 号) 別 表 1 に規定する断熱等性能等級 4 及び一次エネルギー消費量等 級 5 と認められたものである場

る場合

ア 一戸建ての住宅 1 件につき
5, 0 0 0 円

イ 共同住宅等又は複合建築物
(住宅の用途及び非住宅の用
途に供する部分が混在してい
る建築物をいう。以下この項、
3 4 の項及び 3 7 の項におい
て同じ。) の住宅部分 1 件につ
き床面積の合計が 3 0 0 平方
メートル未満のときは
1 0, 0 0 0 円、3 0 0 平方メ
ートル以上のときは
2 0, 0 0 0 円

ウ 複合建築物の非住宅部分又
は非住宅建築物 1 件につき床
面積の合計が 3 0 0 平方メー
トル未満のときは 1 0, 0 0 0
円、3 0 0 平方メートル以上の
ときは 1 6, 0 0 0 円

(2) その他の場合

ア 一戸建ての住宅のとき
(ア) 建築物エネルギー消費性
能基準等を定める省令(平成
2 8 年経済産業省・国土交通
省令第 1 号) 第 1 0 条第 2 号
イ(2) 及びロ(2) に定める基

合

ア 一戸建ての住宅 1 件につき
5, 0 0 0 円

イ 共同住宅等又は複合建築物
(住宅の用途及び非住宅の用
途に供する部分が混在してい
る建築物をいう。以下この項、
3 2 の項及び 3 5 の項におい
て同じ。) の住戸部分 1 件につ
き 1 戸のときは 5, 0 0 0 円、
1 戸を超え 5 戸以下のときは
1 0, 0 0 0 円、5 戸を超え
1 0 戸以下のときは
1 7, 0 0 0 円、1 0 戸を超え
るときは 2 8, 0 0 0 円

ウ 共同住宅等又は複合建築物
の共用部分(共用部分を計算対
象とするものに限る。) 1 件に
つき 9, 9 0 0 円

エ 複合建築物の非住宅部分又
は非住宅建築物 1 件につき床
面積の合計が 3 0 0 平方メー
トル以下のときは 1 0, 0 0 0
円、3 0 0 平方メートルを超え
るときは 1 7, 0 0 0 円

(2) その他の場合

ア 一戸建ての住宅 1 件につき

準(以下「誘導仕様基準」という。)に適合するかどうかを評価する方法によるときにあっては、1件につき床面積の合計が200平方メートル未満のときは17,000円、200平方メートル以上のときは19,000円

(イ) その他のときにあっては、1件につき床面積の合計が200平方メートル未満のときは34,000円、200平方メートル以上のときは37,000円

イ 共同住宅等又は複合建築物の住戸部分のとき

(ア) 誘導仕様基準に適合するかどうかを評価する方法によるときにあっては、1件につき床面積の合計が300平方メートル未満のときは32,000円、300平方メートル以上のときは56,000円

(イ) その他のときにあっては、1件につき床面積の合計が300平方メートル未満の

36,000円

イ 共同住宅等又は複合建築物における住戸部分1件につき1戸のときは36,000円、1戸を超え5戸以下のときは73,000円、5戸を超え10戸以下のときは102,000円、10戸を超えるときは144,000円

ウ 共同住宅等又は複合建築物の共用部分(共用部分を計算対象とするものに限る。)1件につき115,000円

エ 複合建築物の非住宅部分又は非住宅建築物のとき

(ア) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号)第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するかどうかを評価する方法によるときにあっては、1件につき床面積の合計が300平方メートル以下のときは85,000円、300平方メートルを超えるときは108,000円

ときは 67,000 円、
300 平方メートル以上の
ときは 112,000 円

ウ 複合建築物の非住宅部分又
は非住宅建築物のとき

(ア) 建築物エネルギー消費性
能基準等を定める省令第
10 条第 1 号イ(2)及びロ
(2)に定める基準に適合する
かどうかを評価する方法に
よるときにあっては、1 件に
つき床面積の合計が 300
平方メートル未満のときは
85,000 円、300 平方
メートル以上のときは
108,000 円

(イ) その他のときにあっては、
1 件につき床面積の合計が
300 平方メートル未満の
ときは 221,000 円、
300 平方メートル以上の
ときは 277,000 円

(3) 複合建築物に係る申請をする
場合 当該複合建築物を住宅部
分と非住宅建築物とに区分し、住
宅部分についてはその単位住戸
の数が一である場合にあっては

(イ) その他のときにあって
は、1 件につき床面積の合計
が 300 平方メートル以下
のときは 255,000 円、
300 平方メートルを超え
るときは 317,000 円

	一戸建ての住宅と、その他の場合にあっては共同住宅等と、非住宅部分については非住宅建築物とそれぞれみなして手数料の額を算定した場合の当該手数料の額に相当する額の合計額とする。		
30～33 省略		30～33 省略	
34 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請（同法第35条第2項の規定による申出を伴う場合を除く。）に対する審査	(1) 申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、登録住宅性能評価機関若しくは登録建築物エネルギー消費性能判定機関により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合していると認められたもの又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する住宅性能評価において日本住宅性能表示基準別表1に規定する断熱等性能等級5以上及び一次エネルギー消費量等級6（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行の際現に存するものにあつては、日本住宅性能表示基準別表2－1に規定する断熱等性能等級4以上及び一次エネルギー消費量等級4以上）	34 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請（同法第35条第2項の規定による申出を伴う場合を除く。）に対する審査	(1) 申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、登録住宅性能評価機関若しくは登録建築物エネルギー消費性能判定機関により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合していると認められたもの又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する住宅性能評価において日本住宅性能表示基準別表1に規定する断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級5（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行の際現に存するものにあつては、日本住宅性能表示基準別表2－1に規定する一次エネルギー消費量等級4若しくは等級5）と認められたものであ

と認められたものである場合

ア 一戸建ての住宅 1 件につき
5, 0 0 0 円

イ 共同住宅等又は複合建築物
の住宅部分 (共用部分を計算の
対象としないものについては、
共用部分の面積を除いた面積)
1 件につき床面積の合計が
3 0 0 平方メートル未満のと
きは 1 0, 0 0 0 円、3 0 0 平
方メートル以上のときは
2 0, 0 0 0 円

ウ 複合建築物の非住宅部分又
は非住宅建築物 1 件につき床
面積の合計が 3 0 0 平方メー
トル未満のときは 1 0, 0 0 0
円、3 0 0 平方メートル以上の
ときは 1 6, 0 0 0 円

(2) その他の場合

ア 一戸建ての住宅のとき
(ア) 誘導仕様基準に適合する
かどうかを評価する方法に
よるときにあつては、1 件に
つき床面積の合計が 2 0 0
平方メートル未満のときは
1 7, 0 0 0 円、2 0 0 平方
メートル以上のときは

る場合

ア 一戸建ての住宅 1 件につき
5, 0 0 0 円

イ 共同住宅等又は複合建築物
の住宅部分 (共用部分を計算の
対象としないものについては、
共用部分の面積を除いた面積)
1 件につき床面積の合計が
3 0 0 平方メートル未満のと
きは 1 0, 0 0 0 円、3 0 0 平
方メートル以上のときは
2 0, 0 0 0 円

ウ 複合建築物の非住宅部分又
は非住宅建築物 1 件につき床
面積の合計が 3 0 0 平方メー
トル未満のときは 1 0, 0 0 0
円、3 0 0 平方メートル以上の
ときは 1 6, 0 0 0 円

(2) その他の場合

ア 一戸建ての住宅 1 件につき
床面積の合計が 2 0 0 平方メ
ートル未満のときは
3 4, 0 0 0 円、2 0 0 平方メ
ートル以上のときは
3 7, 0 0 0 円

イ 共同住宅等及び複合建築物
の住宅部分 (共用部分を計算の

19,000円

(イ) その他のときにあつては、

1件につき床面積の合計が

200平方メートル未満

のときは34,000円、

200平方メートル以上の

ときは37,000円

イ 共同住宅等又は複合建築物

の住宅部分のとき（共用部分を

計算の対象としないものにつ

いては、共用部分の面積を除い

た面積）

(ア) 誘導仕様基準に適合する

かどうかを評価する方法に

よるときにあつては、1件に

つき床面積の合計が300

平方メートル未満のときは

32,000円、300平方

メートル以上のときは

56,000円

(イ) その他のときにあつては、

1件につき床面積の合計が

300平方メートル未満の

ときは67,000円、

300平方メートル以上の

ときは112,000円

ウ 複合建築物の非住宅部分又

対象としないものについては、

共用部分の面積を除いた面積）

1件につき床面積の合計が

300平方メートル未満のと

きは67,000円、300平

方メートル以上のときは

112,000円

ウ 複合建築物の非住宅部分又

は非住宅建築物のとき

(ア) 建築物エネルギー消費性

能基準等を定める省令第

10条第1号イ(2)及びロ

(2)に定める基準に適合する

かどうかを評価する方法に

よるときにあつては、1件に

つき床面積の合計が300

平方メートル未満のときは

85,000円、300平方

メートル以上のときは

108,000円

(イ) その他のときにあつては、

1件につき床面積の合計が

300平方メートル未満の

ときは221,000円、

300平方メートル以上の

ときは277,000円

(3) 申請建築物及び他の建築物の

は非住宅建築物のとき

(7) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するかどうかを評価する方法によるときにあっては、1件につき床面積の合計が300平方メートル未満のときは85,000円、300平方メートル以上のときは108,000円

(イ) その他のときにあっては、1件につき床面積の合計が300平方メートル未満のときは221,000円、300平方メートル以上のときは277,000円

(3) 複合建築物に係る申請をする場合 当該複合建築物を住宅部分と非住宅建築物とに区分し、住宅部分についてはその単位住戸の数が一である場合にあっては一戸建ての住宅と、その他の場合にあっては共同住宅等と、非住宅部分については非住宅建築物とそれぞれみなして手数料の額を

建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請をする場合建築物ごとにそれぞれ(1)の目又は(2)の目に定める額を合計した額

	算定した場合の当該手数料の額 に相当する額の合計額とする (4) 申請建築物及び他の建築物の 建築物エネルギー消費性能向上 計画の認定の申請をする場合 建築物ごとにそれぞれ(1)の目又 は(2)の目に定める額を合計した 額		
3 5 ～ 3 6 省略		3 5 ～ 3 6 省略	
3 7 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 4 1 条第 1 項の規定による建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査	(1) 申請に係る建築物が、登録住宅性能評価機関若しくは登録建築物エネルギー消費性能判定機関により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 2 条第 3 号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合していると認められたもの、同法第 3 5 条第 1 項の認定に係る建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第 2 5 条第 2 項に規定する通知書若しくは都市の低炭素化の促進に関する法律第 5 4 条第 1 項の認定に係る都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則 (平成 2 4 年国土交通省令第 8 6 号) 第 4 3 条第 2 項に規定する通知書の交付を受け	3 7 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 4 1 条第 1 項の規定による建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査	(1) 申請に係る建築物が、登録住宅性能評価機関若しくは登録建築物エネルギー消費性能判定機関により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 2 条第 3 号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合していると認められたもの、同法第 3 5 条第 1 項の認定に係る建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第 2 5 条第 2 項に規定する通知書若しくは都市の低炭素化の促進に関する法律第 5 4 条第 1 項の認定に係る都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則 (平成 2 4 年国土交通省令第 8 6 号) 第 4 3 条第 2 項に規定する通知書の交付を受け

たもの（都市計画区域内のものにあつては、建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項若しくは第18条第18項に規定する検査済証の交付を受けたものに限る。）又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する住宅性能評価において日本住宅性能表示基準別表1に規定する断熱等性能等級4以上及び一次エネルギー消費量等級4以上（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行の際現に存するものにあつては、日本住宅性能表示基準別表2—1に規定する一次エネルギー消費量等級3以上_____）と認められたものである場合

ア 一戸建ての住宅1件につき5,000円

イ 共同住宅等又は複合建築物の住宅部分（共用部分を計算の対象としないものについては、共用部分の面積を除いた面積）1件につき床面積の合計が300平方メートル未満のと

たもの（都市計画区域内のものにあつては、建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項若しくは第18条第18項に規定する検査済証の交付を受けたものに限る。）又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する住宅性能評価において日本住宅性能表示基準別表1に規定する断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級4若しくは等級5（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行の際現に存するものにあつては、日本住宅性能表示基準別表2—1に規定する一次エネルギー消費量等級3、等級4若しくは等級5）と認められたものである場合

ア 一戸建ての住宅1件につき5,000円

イ 共同住宅等又は複合建築物の住宅部分（共用部分を計算の対象としないものについては、共用部分の面積を除いた面積）1件につき床面積の合計が300平方メートル未満のと

きは10,000円、300平方メートル以上のときは20,000円

ウ 複合建築物の非住宅部分又は非住宅建築物1件につき床面積の合計が300平方メートル未満のときは10,000円、300平方メートル以上のときは16,000円

(2) その他の場合

ア 一戸建ての住宅のとき

(ア) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準又は同号イ(3)及びロ(3)に定める基準に適合するかどうかを評価する方法によるときにあっては、1件につき床面積の合計が200平方メートル未満のときは17,000円、200平方メートル以上のときは19,000円

(イ) その他のときにあつては、1件につき床面積の合計が200平方メートル未満のときは34,000円、

きは10,000円、300平方メートル以上のときは20,000円

ウ 複合建築物の非住宅部分又は非住宅建築物1件につき床面積の合計が300平方メートル未満のときは10,000円、300平方メートル以上のときは16,000円

(2) その他の場合

ア 一戸建ての住宅のとき

(ア) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)(i)及びロ(2)に定める基準又は同号イ(3)及びロ(3)に定める基準に適合するかどうかを評価する方法によるときにあっては、1件につき床面積の合計が200平方メートル未満のときは17,000円、200平方メートル以上のときは19,000円

(イ) その他のときにあつては、1件につき床面積の合計が200平方メートル未満のときは34,000円、

200平方メートル以上の
ときは37,000円

イ 共同住宅等又は複合建築物
の住宅部分(共用部分を計算の
対象としないものについては、
共用部分の面積を除いた面積)
のとき

(ア) 建築物エネルギー消費性
能基準等を定める省令第1
条第1項第2号イ(2)及び
ロ(2)に定める基準又は同
号イ(3)及びロ(3)に定める
基準に適合するかどうかを
評価する方法によるときに
あつては、1件につき床面積
の合計が300平方メートル
未満のときは32,000
円、300平方メートル以上
のときは56,000円

(イ) その他のときにあつては、
1件につき床面積の合計が
300平方メートル未満
のときは67,000円、
300平方メートル以上の
ときは112,000円

ウ 複合建築物の非住宅部分又
は非住宅建築物のとき

200平方メートル以上の
ときは37,000円

イ 共同住宅等又は複合建築物
の住宅部分(共用部分を計算の
対象としないものについては、
共用部分の面積を除いた面積)
のとき

(ア) 建築物エネルギー消費性
能基準等を定める省令第1
条第1項第2号イ(2)(ii)及
びロ(2)に定める基準又は同
号イ(3)及びロ(3)に定める
基準に適合するかどうかを
評価する方法によるときに
あつては、1件につき床面積
の合計が300平方メートル
未満のときは32,000
円、300平方メートル以上
のときは56,000円

(イ) その他のときにあつては、
1件につき床面積の合計が
300平方メートル未満
のときは67,000円、
300平方メートル以上の
ときは112,000円

ウ 複合建築物の非住宅部分又
は非住宅建築物のとき

	(7) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するかどうかを評価する方法によるときにあっては、1件につき床面積の合計が300平方メートル未満のときは85,000円、300平方メートル以上のときは108,000円 (イ) その他のときにあっては、1件につき床面積の合計が300平方メートル未満のときは221,000円、300平方メートル以上のときは277,000円		(7) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するかどうかを評価する方法によるときにあっては、1件につき床面積の合計が300平方メートル未満のときは85,000円、300平方メートル以上のときは108,000円 (イ) その他のときにあっては、1件につき床面積の合計が300平方メートル未満のときは221,000円、300平方メートル以上のときは277,000円
	(3) <u>複合建築物に係る申請をする場合 当該複合建築物を住宅部分と非住宅建築物とに区分し、住宅部分についてはその単位住戸の数が一である場合にあっては一戸建ての住宅と、その他の場合にあっては共同住宅等と、非住宅部分については非住宅建築物とそれぞれみなして手数料の額を算定した場合の当該手数料の額に相当する額の合計額とする。</u>		

38～39 省略	
40 租税公課についての証明	1通につき300円(多機能端末機により交付する場合にあっては、 <u>100円</u>)
41～45 省略	
46 印鑑についての証明	1通につき300円(多機能端末機により交付する場合にあっては、 <u>100円</u>)
47～48 省略	
49 住民票の写し及び除票の写しの交付	1通につき300円(多機能端末機により交付する場合にあっては、 <u>100円</u>)
50 戸籍の附票の写し及び戸籍の附票の除票の写しの交付	1通につき300円(多機能端末機により交付する場合にあっては、 <u>100円</u>)
51～55 省略	
備考 省略	

38～39 省略	
40 租税公課についての証明	1通につき300円(多機能端末機により交付する場合にあっては、 <u>200円</u>)
41～45 省略	
46 印鑑についての証明	1通につき300円(多機能端末機により交付する場合にあっては、 <u>200円</u>)
47～48 省略	
49 住民票の写し及び除票の写しの交付	1通につき300円(多機能端末機により交付する場合にあっては、 <u>200円</u>)
50 戸籍の附票の写し及び戸籍の附票の除票の写しの交付	1通につき300円(多機能端末機により交付する場合にあっては、 <u>200円</u>)
51～55 省略	
備考 省略	